

第2項先進医療の新規届出技術について
(届出状況/2月受付分)

先 - 1

24. 3. 16

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}
286	難治性眼感染性疾患に対する包括的迅速PCR診断	眼感染性疾患(感染性ぶどう膜炎、細菌性眼内炎、真菌性眼内炎、感染性角膜炎)	3万5千円 (1回)	133万6千円	H24.2.8
287	ダブルバルーン内視鏡を用いた胆膵疾患の診断と治療	<p>適応症 : 術後再建腸管における閉塞性黄疸、胆管炎、胆管結石等の膵胆道疾患</p> <p>除外症例 : 消化管穿孔が疑われる場合</p>	14万8千円 (1回)	35万5千円	H24.2.15

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。